

第 4645 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月10日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 年の中途中で死亡した場合の年末調整

**Q**：昨年、妻が亡くなりましたが、年末調整はそのまま行ってしまいました。どうなるのですか？

**A**：亡くなった時点での配偶者の合計所得金額で判断して、配偶者控除の対象になるかどうかを判定します。

### 【解説】

所得税では、配偶者控除の対象になるかどうかの判定は、その年12月31日の現況で判断することとされていますが、年の中途中で亡くなった場合には、その亡くなった時点で控除対象配偶者に該当するかどうかの判定をすることとなっています。

したがって、配偶者が亡くなった時点の合計所得金額がいくらであったかが問題なのですが、その時点での合計所得金額が38万円以下であった場合には配偶者控除が、また、合計所得金額が76万円未満であった場合には配偶者特別控除が受けられることとなりますので、所得を確認する必要があります。

なお、年末調整がまだであれば、それまでに「扶養控除等申告書」を訂正して年末調整を行ってもらい、年末調整が済んでいる場合には、確定申告をして税額の精算をすることになります。

